## 広島市立大学学生の退学に関する規程

平成22年4月1日 規 程 第 89 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則 第1号)第43条及び広島市立大学大学院学則(平成22年公立大学法人広島市立大 学学則第2号)第31条に規定する退学の手続等に関し必要な事項を定めるものと する。

(退学の手続)

第2条 退学しようとする者は、本人及び保証人連署の退学願(様式第1号)を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に提出しなければならない。

(退学の許可)

- 第3条 退学は、所属学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が許可する。
- 2 学長は、退学を許可した者に対し退学許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式 略